

高知県生活習慣病予防啓発キャラクターイラスト使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県生活習慣病予防啓発キャラクター(以下「キャラクター」という。)のイラストを、市町村等が広報紙等に使用する際に必要な事項について定める。

(貸付対象事業)

第2条 貸付の対象とする事業は、生活習慣病予防啓発を目的とした事業とし、当該目的のために各号に該当するものに使用する場合に承認する。ただし、企業宣伝等の営利目的や政治的又は宗教的利用が認められる場合は除く。

- (1) 広報紙やパンフレット、ポスター等の印刷
- (2) テレビ番組や映画、ビデオ等の映像媒体
- (3) ホームページ上での使用

(使用対象者)

第3条 使用の対象者は、各種団体とし、個人への承認は行わない。

2 使用対象とする各種団体は、法人格の有無、公的機関・民間団体等その性格は問わないが、前条に定める使用対象事業を確実に実行できる規模、体制を有する団体とする。

3 前項に定める団体を例示すると、次に掲げるようなものであること。

国の機関、市町村、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学、
医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、食生活改善推進協議会、
健康づくり婦人会、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、その他公(共)的機関、
社(財)団法人、民間団体、企業等

(申請等)

第4条 使用を希望する者は、別紙様式1の使用申請書に必要事項を記入のうえ、高知県健康福祉部健康づくり課(以下「県」という。)に提出しなければならない。

- 2 県は使用申請書を受け付けたときは、別紙様式2の使用申請受付簿に記載する。
- 3 ただし、県がホームページに掲載した「よさこい健康プラン21」に係るキャッチコピーの様式を使用する場合については、特に申請の必要はない。

(使用の決定)

第5条 県は、使用申請書の記載内容を審査のうえ、使用の適否を決定する。

2 県において、使用申請を承認する場合は、別紙様式3の使用承認書により、また、使用申請を却下する場合は、別紙様式4の使用申請却下通知書により申請者に通知する。

(使用上の条件及び遵守事項)

第6条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別に定める使用条件の外、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターの性格や使用するセリフは、別に定める「生活習慣病予防啓発キャラクターの性格とセリフ」に適合したものであること。
- (2) 使用者は、使用承認書に記載された使用目的以外にキャラクターを使用してはならないこと。
- (3) キャラクターの使用により、使用者に損害が生じ、又は他人に損害を与えた場合には、当該使用者の責任において、その損害額を負担し、又は賠償しなければならないこと。
- (4) 使用の承認を受けたパンフレット等が完成した場合は、県へ2部提出すること。但し、第2条第2号及び第3号の場合にあっては、別に県が指示するところによること。
- (5) 使用の承認を受けたパンフレット等を、承認を受けた範囲を超えて増刷又は再放送等する場合及び承認を受けた範囲を超えた行為を行う場合は、別紙様式1の使用申請書を提出し、再度承認を得ること。
- (6) その他、県が必要と認めた事項。

(使用承認の取消等)

第7条 県は、使用者が次の各号に該当するときは、使用承認を取り消し、又は使用の中止その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 使用者が前条に定める使用上の条件等に違反したと県が認めたとき。
 - (2) 前号に掲げるほか、県が必要であると認めたとき。
- 2 前項に基づく処分により、使用者に損害が生じた場合、県はその責めを負わない。

(無断使用等)

第8条 キャラクターを無断で使用した場合や、使用承認前に第2条の各号に該当する行為を行った場合は、パンフレット等の回収や撤去を求めるほか、今後の使用を認めない場合がある。

(その他)

第9条 使用者はこの要綱に定めるもののほか、県が別に示す取扱上の注意事項に従わなければならない。

附則

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

平成20年7月7日一部改正

別紙様式1

平成 年 月 日

高知県健康福祉部健康づくり課 様

申請者名
(団体名・代表者名)
住所
連絡先
印

高知県生活習慣病予防啓発キャラクターイラスト使用申請書

高知県生活習慣病予防啓発キャラクターイラストの使用について、下記のとおり申請します。

記

- 1) 使用目的
- 2) キャラクターを掲載するもの
- 3) 使用するキャラクター及び使用内容
- 4) 頒布等の予定日
 - ・使用媒体完成予定日 平成 年 月 日
 - ・頒布等開始予定日 平成 年 月 日
- 5) 頒布等の対象者
- 6) 頒布等の予定数量(頒布物の場合のみ)